

若年がん患者の方への療養支援事業のご案内

鹿児島市では、平成31年4月1日から、40歳未満のがん患者の方が、住み慣れた自宅で、最期まで自分らしく安心して日常生活が送れるよう、在宅における生活を支援し、ご本人及びそのご家族の負担の軽減を図ることを目的として、「鹿児島市若年がん患者に対する療養支援事業」を実施しています。

《助成の対象となる方は、下記の項目にすべてに該当する方です》

- 40歳未満の鹿児島市内に住所を有する方
- 治癒を目的とした治療を行わないがん患者の方（医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る。）
- 在宅生活の支援及び介護が必要な方

※所得制限はありません。

※他の制度において同様のサービスを利用する事ができる場合、この制度の対象になりません。

助成金の対象となる内容

利用料の上限額の9割相当額を助成します。（生活保護受給者は上限額の全額を助成します）

年齢	対象経費	サービス内容等	上限額
0歳～19歳	訪問介護、訪問入浴介護に係るサービスの助成	・身体介護（食事・清拭・入浴・排せつ・体位変換・移動・服薬等の介助） ・生活援助（調理・洗濯・掃除・買い物、衣服の整理、ベッドメイキング等の介助） ・通院、外出介助	月額 5万円
20歳～39歳	訪問介護、訪問入浴介護に係るサービスの助成	・身体介護（食事・清拭・入浴・排せつ・体位変換・移動・服薬等の介助） ・生活援助（調理・洗濯・掃除・買い物、衣服の整理、ベッドメイキング等の介助） ・通院、外出介助	月額 8万円
	福祉用具貸与に係る費用の助成	車いす（付属品含む）、ベッド一式、エアマット、体位変換器、手すり、スロープ、歩行器、杖、移動用リフト、自動排泄処理装置	
	福祉用具購入に係る費用の助成	腰掛便座、入浴補助用具、自動排泄処理装置の交換可能部品、簡易浴槽、移動用リフトのつり具	5万円
0歳～39歳	住宅改修費 ※写真等必要書類有	手すりの取り付け、段差の解消、滑り防止や移動を円滑にするため等の床または通路面の材料の変更、引き戸等への扉の取替え、洋式便座等への便器の取替え、その他	20万円
	認定に係る経費	医師の意見書等作成料	5千円
	交通費	通院等に係るタクシー運賃など	7千円

○住宅改修費と交通費の助成については、鹿児島市独自の助成項目です。

4. 申請の流れ

1. 利用申請

支援事業利用申請書（様式第1）と支援事業意見書（様式第2）を保健予防課に提出（郵送でも可）してください。申請者の欄は、ご本人、ご家族のいずれかを記載してください。

2. 利用認定（不認定）の通知

申請された内容を速やかに利用の可否を決定し、支援事業利用認定（不認定）通知書（様式第3）により申請者に通知します。

3. 訪問介護サービスや福祉用具貸与などの利用

- ① 介護サービス事業者や福祉用具事業者などと契約を行い、サービス利用を開始してください。
- ② 支援事業の利用開始は、申請のあった日（郵送の場合は市役所に届いた日）からです。

5. 利用料（助成金）の請求

下記の2つのいずれかの方法で請求できます。

- ① ご本人（ご家族）が、事業者等に自己負担分も含め利用料等の全額を支払った場合は、市は、9割に相当する金額を、ご本人（ご家族）の金融機関の口座に振り込みます。
- ② ご本人（ご家族）が、事業者等に1割に相当する自己負担額を支払っていただき、事業者等に残りの9割の請求を委任した場合は、事業者から市へ残りの9割を請求していただき、市が事業者を支払うこととします。

6. 提出書類

1. ご本人（ご家族）が請求する場合は、支援事業実施報告書（様式第8）に領収書を添付してください。
2. 事業者等に請求を委任する場合は、助成金の請求及び受領に関する委任を受けた事業者等は、利用料からご本人（ご家族）が事業者等に支払った額を除いた利用料に相当する額を、支援事業助成金交付請求書（様式第7）と支援事業実施報告書（様式第8）を市に提出してください。

7. 審査、申請者への支払い

申請内容を審査し、指定の口座に助成金を振り込みます。

※請求金額は、サービス利用料から自己負担分（1割相当額）を除いた金額を請求してください。

※サービスを受けている期間中であっても、月単位請求することができます。

8. その他

利用者に変更のあった時は届け出をお願いします。（様式第4号）

【お問い合わせ先】 〒892-8677 鹿児島市山下町11-1

鹿児島市 保健部 保健予防課

電話：099-803-6927 ファックス：099-803-7026

※利用されたい方は、事前のご連絡をお願いします。